

人権相談の現場から

子どもに関する相談

事例①

相談 小学生の男の子が幼い妹を連れて夜遅くまで家の外をうろうろしており、顔見知りの人に食べ物をねだったり、着ているものもいつも同じで風呂にも入っていないようである。母子家庭で母親は夜中に帰ってきている様子で、あまり姿を見ない。近所に住む者としてとても気になっている。どうすればよいのか。

助言 保護者が、子どもの養育を放棄している状態（ネグレクト）が心配されることから、まず学校に生活状況の確認をする。小学生の子どもは、母親が寝ている間に登校するため、始業時間に遅れたり、休んだりすることも度々あるようで、学校の担任も気になって、家庭訪問もしていたが、母親と会えずにいた。今回のことで担任と子ども家庭センター（児童相談所）職員が

一緒に夜間に家庭訪問し、母親と話をすることができた。

離婚して夫の借金を抱えて現在の住所に引っ越してから、母親は生活のため夜遅くまで働いている。なかなか子どもの世話までできていない状況であり、気にはなっていないがどこに相談すればいいのかもわからず、母親なりに悩んでいたことがわかった。

母子家庭の児童扶養手当、母子医療の制度や保育所の申請、放課後学童保育の利用等を説明し、借金については弁護士等の利用もできると説明した。その後、近くの民生委員・児童委員や福祉事務所の母子相談員にも相談したことから、種々の制度を利用し、仕事も変わり、安定した生活をすることで子どもの世話もできるようになってきた。

事例②

相談 中学校の先生からの相談。家出等の問題行動で中学3年生の女子生徒を指導していたところ、父親から性的虐待を受けていることを打ち明けられた。生徒は家には帰りたくないと言っており、どうしたらよいのか。

助言 女子生徒が先生に打ち明け、家に帰りたくないという意味を示したことを尊重し、子ども家庭センター（児童相談所）で一時保護することにした。生徒に対しては、生徒が悪くないこと、よく打ち明けてくれたということなどを伝えた。その上で両親に連絡をとり、子ども家

庭センター（児童相談所）で別々に面接を行った。父親は生徒がウソをついていると虐待については否認した。母親は非常にショックを受けたが、そういえばと思い当たるふしもあったようで、生徒がかわいそうだと、自分が気づけなかったことをとても悔やんでいた。母親は生徒と弟を連れて、離婚することを決め、自分の実家に援助を求めた。母子でいったん母方の実家に帰り、家庭裁判所に離婚調停を申し出るとともに、福祉事務所に相談して母子寮に3人で入所した。父親から抗議や苦情はあったが、母子が家を出てからは離婚にも同意した。

子どもに関する相談先

大阪府中央子ども家庭センター
〒590-0137 堺市城山台5-1-5
TEL 072-295-8838 【虐待通報電話】072-298-8099

大阪府池田子ども家庭センター
〒563-0041 池田市満寿美町9-17
TEL 072-751-2858 【虐待通報電話】072-751-1800

大阪府吹田子ども家庭センター
〒564-0072 吹田市出口町19-3
TEL 06-6389-3526 【虐待通報電話】06-6389-2099

大阪府東大阪子ども家庭センター
〒577-0809 東大阪市永和1-7-4
TEL 06-6721-1966 【虐待通報電話】06-6721-5336

大阪府寝屋川子ども家庭センター
〒572-0838 寝屋川市八坂町28-5
TEL 072-828-0161 【虐待通報電話】072-828-0190

大阪府富田林子ども家庭センター
〒584-0031 富田林市寿町2-6-1（大阪府南河内府民センタービル内）
TEL 0721-25-1131 【虐待通報電話】0721-25-2263

大阪府岸和田子ども家庭センター
〒596-0043 岸和田市宮前町7-30
TEL 0724-45-3977 【虐待通報電話】0724-41-0125

大阪市中央児童相談所
〒547-0026 大阪市平野区喜連西6-2-55
TEL 06-6797-6520

大阪府教育センター ○ すこやか教育相談
 子どもからの相談＝すこやかホットライン
TEL06-6607-7361 sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp
 保護者からの相談＝さわやかホットライン
TEL06-6607-7362 sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp
 教職員からの相談＝しなやかホットライン
TEL06-6607-7363 sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp